

[別紙1]

鳥取県大山公認ガイド資格取得支援事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (5月9日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことが
できます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

※5月9日までに交付申請書が提出されたものに限り、4月11日から交付決定の日
までの間に実施した事業を補助金の対象にすることができます。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは：補助対象経費の支払いがすべて完了した日
又は(公社)日本山岳ガイド協会に入会した日のいずれか早い日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※支払い時期や支払いに必要な提出書類については、交付決定通知又は、
交付額の確定通知の際にお知らせさせていただきます。

資料提出・問い合わせ先 生活環境部・緑豊かな自然課
鳥取県鳥取市東町1丁目220
0857-26-7200 midori-shizen@pref.tottori.lg.jp